



「憲法改正論議」

憲法改正というと、すぐ憲法第九条が思い浮かぶかもしれません。しかし、第九条をめぐっては改正するべきだという意見と改正するべきではないという意見が激しく対

立しています。

も先に改正のテーブルに載せるべき条文があるのです。それが第八九条です。

日本国憲法第八九条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定しています。

私立学校というのは公の支配に属しているので

しようか。公の支配に属していなければ、公費で私学に助成をすることはできません。しかし、私立学校が公の支配に属していると言えば、私学の自主性はどうなつてしまふのでしょうか。

一九七一年三月三日の参議院予算委員会での内閣法制局長官は、こう答弁しています。少し長く非常にわかりにくい答弁ですが、そのまま引用します。おつきあいくださ

「憲法八九条の御指摘でございますが、憲法八九条の問題は、確かに率直に言つて実は弱る規定であります。憲法調査会でも、あまり政治的でない、まあ実務的な、あるいは国情に合つた憲法の規定を考えるという意味合いにおいて憲法改正論を考えます場合に、一番最初に出てくるのが八九

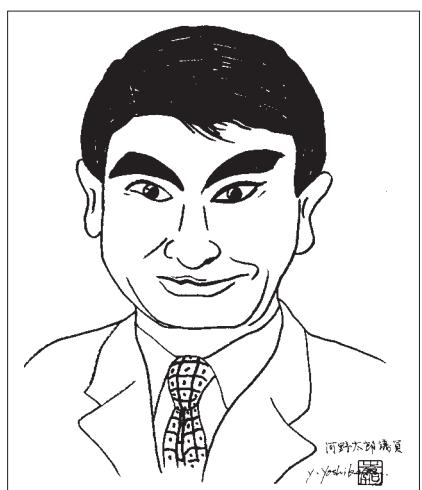
條であると言つてもいい  
ぐらいに八九条は問題だ  
と私も思います。

いまのお尋ねはその解  
釈問題に関連してであり  
ますが、確かに日本のよ  
うな国において慈善、博  
愛、教育の問題について、  
国費が公の支配に属して  
いないものには出せない。  
逆に言えば、公の支配に  
属させることによって国  
費が出せるというふうに  
も解される憲法の規定が、  
規定の眞の精神がそこに  
あるかどうかはわかりま  
せんけれども、実際の日  
本の国情に合わすような  
ことをするにはやはりそ  
ういう解釈もやむを得な  
いのではないかといふよ  
うなふうに考えまして、  
いまの私立学校法あるいは  
学校教育法その他の規  
定には、そういう補助と  
監督の相關関係を規定し  
たものがございます。ま  
あ、そういうことで始末

をしておる  
わけであり  
ますけれど  
も、国会で  
もそういう  
法律を御制  
定になつて  
いただいて  
おりますか  
ら、そういう解釈がいま  
や公定的に是認されてい  
ると思いますけれども、  
正直に憲法の規定に立ち  
返つてみますと、その辺  
はやや問題があるようだ  
思います。そういう意味  
で、ごく事務的に考えて  
つまり政治的でなしに考  
えて、八九条のような規  
定はやはり問題点の一つ  
であろうと、正直に言つ  
て、そう思います。」

何を言つているかわか  
らないような答弁ですが  
結論は、憲法八九条は問  
題だ、ということです。

この八年後、一九七九  
年三月十三日の参議院予



▲平塚市明石町 吉川嘉郎様に似顔絵を描いて頂きました。

の解釈が、実は、大きな問題を引き起こしました。学校法人が設立した学校は、この三つの条件にあてはまるのですが、株式会社に対するは、国が解散命令を出すことができないので、株式会社が設立する学校は、公の支配に属さないと文科省は言い出しました。

文科省は、憲法八九条を使つて、（自分の言うことを聞く）学校法人には助成金を出しが、（独立色の強い）株式会社には助成金を出ないようにしているのです。

ちょうど厚労省が、社会福祉法人の設立した保育園を優遇し、株式会社が設立した保育園を冷遇しているのと同じです。

役所にとつて扱いにくい株式会社を差別するため憲法が使われています。だからこの憲法第八九

条を、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の『監督』に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これに供してはならない。」と改正すべきなのです。

「支配」という言葉を「監督」に改めるだけですが、こうすれば、仮に私立学校が公の「支配」に属していなくとも、きちんと文科省の「監督」は受けているのですから、変な憲法解釈をすることもなく私学助成をすることができます。こういう憲法改正ならば、多くの方からの賛同を得られるのではないかでしょうか。

また、日本国憲法第七条も改正が必要です。憲法第七条には、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、

左の国事に関する行為を行ふ。・・・」とあります。

四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。又は公の『監督』に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これに供してはならない。」と改正すべきなのです。

衆議院は総選挙がありますが、参議院は半数改選ですから、総選挙にはなりません。ですからこの条文はおかしいのです。とりあえず、この「総選挙」という言葉には、参

そうそろ私たちの日本国憲法も、必要に属していなくとも、きちんと文科省の「監督」は受けているのですから、変な憲法解釈をすることもなく私学助成をすることができます。こうすれば、仮に私立学校が公の「支配」に属していなくとも、きちんと文科省の「監督」は受けているのですから、変な憲法解釈をすることもなく私学助成をすることができます。こういう憲法改正ならば、多くの方からの賛同を得られるのではないかでしょうか。

▲宮古市田老の防潮堤の上で山本市長と

左の国事に関する行為をする必要はないかも知れませんが、他の条文の改正に併せての施行を公示すること。」とあります。

国会議員の『選挙』の施行を公示すること。」と。」に改める必要があります。

左の国事に関する行為をする必要がありますが、他の条文の改正に併せての施行を公示すること。」とあります。

国会が開会すると、朝八時から駅頭等での配布ができません。タイムリーな情報を届けするために、この「ごまめの歯ぎしり」の他に、インターネットでは、メールマガジン版「ごまめの歯ぎしり」を発行して、国会や政府の中での河野太郎の活動をもっと細かく報告しています。ぜひ、そちらもご愛読いただきますようお願い申し上げます。メールマガジンのバックナンバーも、ホームページでご覧いただけます。



▲宮古市田老の防潮堤の上で山本市長と

(<http://www.taro.org/>)

### 〈最新6号のタイトル〉

- 第42号 消費税！
- 第41号 原発政策の転換を
- 第40号 尖閣諸島事件
- 第39号 私は自民党をこう変える/公務員制度改革二案
- 第38号 自民党再生のために/年金制度は抜本改革を
- 総裁選日記

# 復興予算の流用を改める

コ  
ラ  
ム

## 『参議院議員は総理総裁になれるか』

東日本大震災からの復興のために、二〇一一年一月に復興財源法が成立し、増税をお願いすることになりました。

所得税が税率二・一% 分七兆五千億円、住民税に千円ずつを上乗せ六千億円、法人税が二兆四千億円、合計一〇兆五千億円です。

ところが、これだけの負担をいただいた復興予算が、被災地以外に多額に流用され、しかも予算の査定をする財務省までが率先して流用していました。

財務省の二〇一三年度の概算要求の資料をみると、「大型X線検査装置の復旧等」という項目があります。ああ、これが仙台のコンテナ検査センターの機器だなと思うと、要求金額が二四億八一〇〇万円。

なんとこの「大型X線検査装置の復旧等」の「等」の中に、大阪福島税務署と姫路税務署の改修費三億二二〇〇万円と国税庁の国税総合管理システムの改修費八億四

ます。

その一方で、仙台港のコンテナ検査センターの

壊れた検査機器の更新に

については、二〇一三年の概算要求に一二億円がようやく計上されました。

財務省の二〇一三年度

の概算要求の資料をみると、「大型X線検査装置の復旧等」という項目があります。ああ、これが仙台のコンテナ検査センターの機器だなと思うと、要求金額が二四億八一〇〇万円。

国会の予算審議のあと、

政府が発表することになつてますが、この予算流用を見ると、そのやり方も考え直さなくてはなりません。

国会の予算審議も予算委員会だけで審議するのではなく、一つ一つの予

算項目まで時間を掛けて

審査できるよう、全ての常任委員会に小委員会を設け、各省の予算を審査する体制をつくるべきで

す。

小泉首相のように、「郵政民営化が必要かどうか国民に聞いてみたい」と言って解散しても、総理が自らその先頭に立てなくともよいのです。

たしかにルールでは衆議院議員でも参議院議員でもかまわないということになつてはいません。

小泉首相のよう

に、「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてくれ!」

しかし、衆議院を解散し、国民に信を問うと

きに「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関

係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてく

れ!

千万円が潜り込んでいますから、支出は被災地の

復興に直接効果のある予算に限るべきです。

どこを改修するかとい

う具体的な個所付けは、

国会の予算審議のあと、

政府が発表することになつてますが、この予算流用を見ると、そのやり方も考え直さなくてはなりません。

小泉首相のよう

に、「郵政民営化が必要かどうか国民に聞いてみたい」と言って解散しても、総理が自らその先頭に立てなくともよいのです。

たしかにルールでは衆議院議員でも参議院議員でもかまわないということになつてはいません。

小泉首相のよう

に、「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関

係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてく

れ!

しかし、衆議院を解散し、国民に信を問うと

きに「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関

係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてく

れ!

小泉首相のよう

に、「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関

係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてく

れ!

しかし、衆議院を解散し、国民に信を問うと

きに「さあ、解散だ。私は参議院議員だから関

係ないが、みんな頑張つて選挙を勝ち抜いてく

れ!

小泉首相のよう